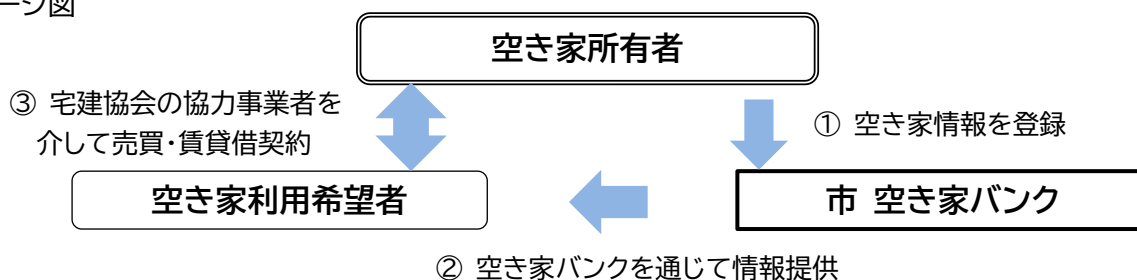


『加古川市空き家バンク』登録のご案内

加古川市空き家バンクとは

- ◆ 空き家バンクは、民間では流通困難な空き家の売却や賃貸を希望する所有者が、市に空き家情報を登録し、市のホームページ等を通じて、空き家の購入や賃借の希望者へ空き家情報を提供する制度です。
- ◆ 市と一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)は、空き家バンクを通じて、空き家の流通促進、管理不全な空き家の抑制、定住促進を図るため、相互に連携・協力しています。
- ◆ 売買、賃貸借などの手続きについては宅建協会の協力事業者をご紹介します。
- ◆ 空き家バンクの情報は、市ホームページのほか、市の窓口、全国版空き家バンク※¹で情報発信します。
※¹ 国から委託を受けた LIFULL HOME'S、アットホームの2社が開設したサイト

イメージ図



登録できる空き家は

媒介契約※ ² (協力事業者に限る)	市街化区域	市街化調整区域
なし	○	○
あり	× 狭小宅地等※ ³ は“○”	○

※² 【媒介契約】専属専任媒介契約、専任媒介契約、一般媒介契約

※³ 【狭小宅地等】 以下のいずれかの宅地

①100㎡未満の狭小宅地

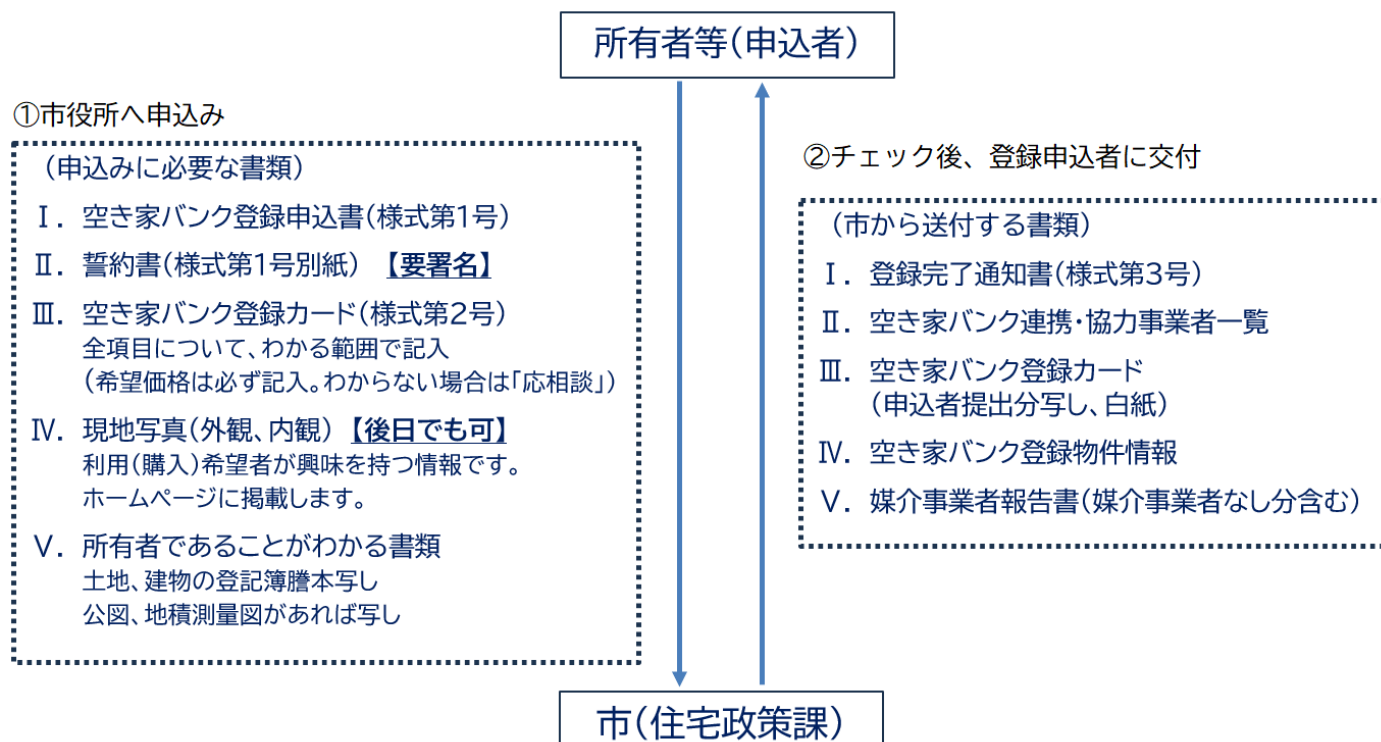
②建築基準法第43条第1項の規定に基づく接道要件を満たさない宅地
(備考)

①②ともに当該宅地と一体利用できる土地(当該宅地と同一の所有者又はその2親等以内の親族が所有する土地)が隣接して存在し、かつ一体利用すれば流通の見込みがある場合は除く。

(裏面につづく)

登録の流れ

申込みから登録までの流れは、下図のとおりです。



空き家の利活用に関連する主な補助制度は

制度	対象経費	対象者	市街化区域	市街化調整区域	担当
空き家活用改修費補助 ※加古川市空き家バンクに登録されていること	改修費用の一部	買主 貸主	○	×	加古川市 住宅政策課
移住・定住助成制度	改修費用等の一部	買主	×	○ (田園まちづくり 地区内のみ)	加古川市 まちづくり指導課 (079-427-9418)
空き家活用支援事業(住宅型)	改修費用の一部	買主 貸主	×	○	兵庫県 住宅政策課 (078-362-3583)
住宅耐震改修工事費等補助	改修費用の一部	買主 売主 貸主	○	○	加古川市 建築指導課 (079-427-9263)
隣接空き家一体利用除却補助	除却費用の一部	買主 ※取得前	○	○	加古川市 住宅政策課

補助制度の詳細については直接担当へお問合せください。

【お問合せ】

加古川市 住宅政策課 住宅政策係

電話 079-427-9327

(平日 8:30~17:15 昼休みを除く)



空き家バンクについて



空き家・空き地活用情報サイト